

(欄外注記1)

〔朱書〕
〔学第四十二号〕

別紙第五拾四号在米留学生学業報告到達候付及御回付候也

明治十二年一月十三日 文部省学務課長 野村素介
東京大学法理文学部綜理御中

第五拾四号

長谷川芳之助

右ハニユーヨーク府コロンビア大学諸鉱学校ニ於テメタルラルジ科ノ卒業後ノ科ニ入り研究之スクールヲマインズ metallurgy
ボストグラジュエーコールス

平井晴次郎

右ハ當時學問ニ付拙者へ申立候略ハ

當時ニユーヨーク府中ノ工学ニ関スル建築等ヲ取調べ毎日モル
ガン鉄製造所ニテママ鋳作船場ノ図ヲ写シ晩間フランス語稽古致居
ルアイヨンウラクス

南部球吾

右同人申立ノ略ハ

実驗上之研究ヲ第一ト思フト雖モ旅費ノ掛ルヲ以テ當時ボストン府ニ滯在其学科ニ有益ナルモノヲ研究ス同府并其近辺ニユウイングランド諸州ニテ諸製造所等ノ広大ナルモノアレバ器械其外工学ニ関スルモノヲ実驗スルニ最上ノ地ナリ且又当所在留間ニハ「コンネクチカット」及ビ「ボルモント」州ノ鉱山ヘモ罷越シ見分致ス積ニテ右等ヲ実驗スルニ明年四五月迄ハ相掛ルヘキニヨリ此時分追ボストンニ滯在スペシ其後ノ事ハ未タ決サ

明治十二年十月四日

東京大学三学部綜理

文部省学務課長御中

ズ決シ次第ニ報ゼントス右ハ此節同府アルヒアスハージイ氏ノ

添書招介ニテ諸工学者等ニ尋問夫ミ研究ナシ居ル様ナリ

菊地武夫(池)

専ラトハセザルナリ

明治十一年十一月廿三日

留学生監督 目賀田種太郎

右同人申立之略ハ

(ママ)

今主トシテ学ブ処ハ実験ナク夫ニ付而ハ如何様ノ法方ヲ用ヒテ

可然哉ハ嘗テ見込モアリタレ由猶故老ノ代言士等ニ付キ其所見
ヲモ承リタルニ当國ニテ代言ヲスル身ナラネバ代言士ノ役所ニ

入諸規細目ヲ見習スル共甚益ナカルヘン既ニ学ヒ得タル處ヲ実

地ニ驗セントナラハ裁判所ニ出入シ判事ノ裁断代言士ノ議論証

拠人吟味ノ仕方等ヲ觀ル片ハ法律ノ主義ヲ實地上ニ解得スルノ

ミナラス代言士ノ如何ニ公事訴訟ヲ取扱何ノ辺ヨリ議論ヲ立如

何ナル証拠人ヲ召出カ等詰マリ代言士タルモノ、為ス所概ネ習

知ルモノナリ外国人故ニ身自ラ公事ヲ取扱フ「心得以上ハ右

ノ仕方ニテ實地稽古ヲスルハ至極益アルベシト言フ其所言大ニ

理アル故先代言士役所ニ入ル「ヲ見合セ既ニ二ヶ月余モ專ラ裁

判所ニ出テ試タルニ果シテ大ニ悟ル処アリ所證代言士等ノ言フ

処一々適當ナル「ヲ覺フレハ此後モ専ラ右ノ方便ニ隨ヒ裁判所

ニ出入スルハ上策ト信ス且訴状ヲ讀猶其代言士等ニ付公事ノ所

謂ヲ聞夫ニ当タル法目ヲ調身自ラ其訴訟ニ立入タル心得ニテ勉

ムレハ殆ント余暇アルナシ此ノ如クシテ期年ノ残余ヲ送ル時ハ

大ニ學識ヲ確定シ其他得ル処寡ラサルハ信シテ疑ハザルナリ

又前ニ助言教諭シ吳タル代言士等ハ何時ニテモ其役所ニ來リテ

差支ナシ然ルヰハ役所仕事ノ大略ヲ教示セント信切ナル言葉ニ

任セ是迄モ時々出入シタレバ此後共同様ニ致スペシ但シ是レハ

(欄外注記2)
(朱書)

〔学第千三百十四号〕

在米国留学生学業報告別紙第廿四号ヨリ第廿六号迄到達候ニ付
御一覽ノ為メ及廻付候條御覽済御返還有之度此旨申進候也

明治十二年九月三十日

文部省学務課長 九鬼隆一

東京大学法理文学部綜理御中

(欄外注記3)
(第六拾七号)

別紙第廿四号ヨリ第廿六号迄各生報告原訳文共差進候其他ハ夫
ミ拙者ニ於而其筋エ面晤等之上承リ候事共等相認メ報告トシテ
差進候也

明治十二年 (ママ) 三十日

留学生監督 日賀田種太郎

文部大輔 田中不二麿殿

第廿四号

法律学生トシテ余ガ用局ニアル斎藤脩一郎氏ノ進歩ニ付余ガ思
フ所ヲ述フル様御所望ニ付成ル可ク明カニ之レヲ左ニ述ベントス

第一 斎藤氏ハ甚ル優等ノ智力アル少年ニシテ良キ法士トナル
ヘキ資質ヲ著シク有セリ故ニ大學ニテ得シ教育ヲ尚上進セシメ

且之レヲ活用スルハ只自然ノ果効ト言フベシ同氏文ヲ善クス、
法律ニ通ズル亦優レリ(同齡ノアメリカノ少年等ヨリモ優レリ)

然シテ英敏勉強且不屈ナリ故ニ後チニ必ス有要榮誉ノ進程アラ
ンヲ望ム氏ノ尊嚴礼讓ノ所行ト又愛スベキ性質モテ余ヲシテ氏
ヲ愛セシムルガ故ニ余モ特ニ心ヲ注クナリ此ヲ以テ其ノ益々常
ニ受クル處ノ趣旨問件ヲ解クニ進ムラ余カ報ズルヲ喜フナリ氏
ノ要スル処説談ト法律学外ノ諸門ノ知識ナリ是レ以テ氏ヲシテ

全ク信任スヘキ実適ノ代言人トナスヲ得ベシ人双刀ヲ帶フト雖

之レヲ用フルノ方ヲ知ラサレハ尚短棒ヲ善ク使フ農夫ニ劣ルベ
シ故ニ余ハ力メテ氏ヲシテ観察ノ便ヲ得サシメ且其ノ知ル処ヲ
活用セシムルニ専ナル所謂ナリ惣シテ氏ノ為メニ余ノ誇ルアラ
ン」亦疑ヒナシ

千八百七十九年五月十七日

ホストン府代言人 ポール ウエスト

目賀田種太郎殿

第廿五号

千八百七十八年十月ヨリ以後小村寿太郎氏余ガ用局ニ在リテ最
モ勉強ニ規則正シク又不屈ニ其ノ法学ヲ学ハル、ヲ証スルヲ喜
ブ種々ノ法上ノ問題ヲ討索スルニ時々余カ輩ヲ補ケラル、ノ外
順次正シク海上法、為替并ニ約束切手ノ法又不動産ノ法ヲ学ハ
レシナリ氏ノ如ク信実勉強ナル書生ハ余ノ嘗テ見サル所ナリ

千八百七十九年六月四日

ニューヨーク法律用局 アジソン ブラウン

去ル学年中其ノ教師ノ説ニ依ルニ三浦和夫氏ノ學問ニ於テ遂ケ
ラレシ進ミヲ報スルハ余ノ喜ブ處ナリ其ノ所行ヤ例範タルベク
其ノ慣習ヤ勉強其ノ風致ヤ學士ノ氣アリ如何ニシテモ高譽ヲ与
フルニ足ルト言フベシ 敬具

千八百七十九年六月十三日

エール法学校頭 フランシス ウエーランド

ボストン 目賀田殿

原口要ハ其後ニユーヨークニ於ケルデラヴエール橋梁会社ノ用
局ニ工事ニ從ヒシガ其後又同会社ノタメニ専ラ橋ノ事ヲ学ビ此
節原口氏ノ自ラ工夫セシ二ツノ鉄橋ノベンシルペニア州。ビツツ
ボルクニ於ケルピツツボルク鉄製所ニテ製作ニ付其ノ監督ヲナ
シ居ラル然シテ其ノ全成ノ吟味ヲモ自ラ為スナリ斯ク責任アル
工事ニ速ニ就キシハ最モ喜ブベキ「ナリ必スヤ實適ノ修業ニ益
アルベシト思ハル

松井直吉ハ去ル一月後ニユーヨークヘ転寓ノ後コロンビア諸鉱
学校ニテ日本有田陶器製造有用砧土巖石等化学及ヒ礦石学上ノ
経験致居リ候テ此節殆ント之レヲ畢レリ尤右等ノ學業ハ理博士
(ドクトルラブ)ノ称号ヲ得ンガ為メナリ既ニ此ノ称号ヲ今年得ヘ
キナレモ其ノ學校ニ就ケル満期ナラサルヲ以テ來年ヲ以テ之レ
ヲ与フルノ趣キナリ來學年同地ニテ重ニ製造化學ヲ研究スベシ
長谷川芳之助ハコロンビア諸鉱學校ニ過ル學年卒業後ノ溫習科
ヲ残シ為ニ來學年ヲ以テ鉱物學科ニ於テ理博士(ドクトルラブ)ノ
称号ヲ得ンヲ欲ス然シテ該科ニテ斯ク称号ヲ得ル易キニアラス

該科ニ付其ノ学ビ究ムル処ヲ毎ネニ同校該科ノ博士イグルスト
ンニ報ズル由ナリ是レ其ノ定課ナリ右ニ付其科研究ノ為メネハ
タ州ボルジニア辺エ転学ヲ請ヒシニ依リ之レヲ允セリ日ナラス
シテ右ニ赴クベシ

平井晴二郎ハ尚合衆国測量司ニ從ヒ「ミッシッピ河測水ヲ成シ
居レリ今將ニテネシイ州フルトンニ在リ右ヲ終ハル上ハ實地研
業ノタメ鉄道行運ノ事ニ從ハントス
ハイドロソックス

南部球吾ハ過ル学歳中ニユウヨルク、コロンビア諸鉱学校ニ研
業シ其後ヘンシルベニア州ブラドツクニアルエドカルトムソン
鋼製造所ニ研学セリ爾後諸処ニアル鉱物類ヲ研究ノ為メ経歴ス
ヘキ積ナリ
(池)

菊地武夫ハボストンニアリテ裁判所ニ出入シテ訴訟ノ事ヲ視外
ニ或ハ代言人ノ局ニ就キ或ハ歴史等ヲ学ンデ律法ノ學問ヲ研究
セリ

(欄外注記1)

「山口武良
④」

(欄外注記2)

「(朱書)別紙返却」
(坪内数助)
(花押)

(欄外注記3)

「(朱書)富供聞」